

第 9 章 関係地域の範囲

第9章 関係地域の範囲

関係地域は、環境影響評価の結果を踏まえ、本事業の実施に伴い、環境への影響が及ぶ可能性のある地域とし、以下の地域を包含する範囲を設定した。

- ・建設機械の稼働による大気質、騒音、振動及び冷暖房施設等の設置、駐車場の利用による騒音の影響範囲（計画地敷地境界から約100mの範囲）
- ・工事用車両及び供用時の施設関連車両の走行による大気質、騒音、振動の影響範囲（走行経路沿道約50mの範囲）
- ・地上デジタル放送のテレビ受信障害の影響範囲

関係地域は、表9-1及び図9-1に示すとおりである。

表9-1 関係地域の範囲

市区名	関係町丁名
川崎市川崎区	扇町 南渡田町 浅野町

